様式第４号（公述人の申出書） （２枚のうち１枚目）

公述人の申出書

起業者：

事業名：

|  |  |
| --- | --- |
| １． 氏名および住所 （法人にあってはその名称および代表者又は代理人の氏名並びに所在地） （複数の者が共同して申し出る場合には、その全員の氏名および住所）  |  |
| ２．電話番号又は電子メールアドレス  （複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名および電話番号又は電子メールアドレス）なお、ＦＡＸをお持ちの方はＦＡＸ番号もご記入下さい。 | （代表者名）電話番号 － －ＦＡＸ番号 － －電子メールアドレス |
| ３．公述において使用を希望する物品 |  |
| ４．意見の要旨  |
| ５．起業者に対する質問の要旨 (自らの意見の陳述に併せて起業者に質問をすることを希望する場合) 質問の相手方とする起業者の名称： |
| 備考 １．公述１件あたりの公述の時間は３０分以内とします。この時間には、起業者に質疑をされる場合の質問および回答に要する時間を含みます。なお、事業認定庁への質問はできません。また、公述人の申出希望者の人数によっては公述時間を変更する可能性があります。２．意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨および内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記述してください。なお、本件事業についての事業の認定の審査にあたって勘案すべき事項と無関係な意見陳述および質問はできないことにご留意ください。 ３．持ち時間を超えて、意見を述べたり、質問をしようとする場合には、議長により公述の中止を命じられることとなります。また、起業者に質問し、起業者の回答に要する時間を見込むと持ち時間を超えると認められる場合にも、同様に、公述の中止を命じられることとなります。 ４．他の公述人との持ち時間の融通は認められません。公述は、申出書に記入された意見の要旨の範囲内で行ってください。 ５．申出書に質問を希望する旨の記載があるときは、事業認定庁より質問の相手方となる起業者に対し、当該申出書の写しを送付することとなります。 ６．公述は、口頭により行うこととし、原則として公述人が視聴覚機器（プロジェクター等）を会場内に持ち込むことはできません。視聴覚機器の使用を希望される場合には、必ず申出書の「公述において使用を希望する物品」の欄に記入してください。  |

（２枚のうち２枚目）

※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいて結構です。

※ 電子メールにより申出をされる方は、この様式の記載事項をもれなく記載していただければ上記様式による必要はありません。

※ 日本語により記載すること。

【提出先】

〒520-8577　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県土木交通部監理課用地対策室宛て

電　話：０７７－５２８－４１２３

ＦＡＸ：０７７－５２８－４９０２

メール：yochi@pref.shiga.lg.jp

（２枚のうち２枚目）